

法改正等ロードマップ

施行時期	改正法	改正内容
2021.3月	障害者雇用促進法	障害者の法定雇用率の引上げ（民間：2.2%⇒2.3%へ）
2021.4月	労働基準法	36協定等の各種届出様式の変更
2021.4月	パートタイム・有期契約労働法	中小企業における同一労働同一賃金
2021.4月	高齢者雇用安定法	70歳までの就業機会確保（努力義務）
2021.4月	健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法	月額算定基礎届総括表、賞与支払届総括表の廃止 賞与不支給報告書の新設
2021.4月	労働施策総合推進法	中途採用比率の公表義務化（300人以上）
2021.4月	若者雇用促進法	青少年の募集採用に当たって事業主が講ずべき措置として、ハラスメント問題への対応や公正公平な就職機会の提供など
2021.8月	雇用保険法	育児休業給付金、介護休業給付金、高齢者雇用継続給付金の初回の支給申請時の振込先確認の通帳等の写しが不要に 高齢者雇用継続給付金のあらかじめマイナンバーを届け出ていれば、本人確認書類の運転免許証等の写しが不要に
2021.9月	雇用保険法施行規則	育児休業給付におけるみなし被保険者期間の計算方法の特例
2022.1月	雇用保険法	65歳以上の複数事業で働く労働者は通算して20時間以上なら雇用保険加入
2022.1月	健康保険法、船員保険法	傷病手当金が不支給となった期間分を延長して受給できるように、支給期間が通算化される 任意継続被保険者制度の見直し（算定基礎の見直し、申請による被保険者資格の喪失）
2022.4月	改正労働施策総合推進法 通称「パワハラ防止法」	パワハラ防止対策の義務化（中小企業） 大企業は2020年6月施行済み
2022.4月	女性活躍推進法	一般事業主行動計画の策定対象が301人→101人以上に
2022.4月	国民健康保険法、地方税法	国民健康保険料について、子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設
2022.4月	育児介護休業法	育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件として、「雇用期間が1年以上」を廃止（労使協定で除外可能）
2022.4月	個人情報保護法	本人の権利義務の強化、事業者の責務の追加、法令違反の罰則強化など
2022.4月	厚生年金保険法	65歳以上で在職中でも、毎年10月に年金額の改定が行われる 在職老齢年金の支給停止基準額が28万円から47万円に（高在老と一緒に）
2022.4月	国民年金法、確定拠出年金法	年金受給の繰下げ年齢を75歳に拡大。（DCの受給開始時期を75歳まで拡大） 年金手帳の廃止
2022.4月頃 を目途?	公益通報者保護法	通報者の保護をより強化（従業員300人以上は体制整備義務） 違反した場合、組織名の公表や担当者の守秘義務違反には刑事罰。通報者への損害賠償は不可。 など
2022.5月	確定拠出年金法	加入可能年齢の引き上げ 企業型→65歳未満が70歳未満に 個人型→国民年金被保険者であれば加入可能
2022.5月	確定拠出年金法	脱退一時金として、外国籍の人が帰国する際に、公的年金と同様に受給可能に
2022.10月	厚生年金保険法、健康保険法 など	短時間労働者への社会保険適用拡大（従業員数101人以上の企業が対象、雇用期間が「2ヶ月」以上に変更） 非適用業種だった弁護士・税理士・社会保険労務士等の土業の5人以上の個人事務所が適用業種に
2022.10月	健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法 等	月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除 賞与に係る保険料については1ヶ月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象
2022.10月	育児介護休業法	男性の育児休業（子の出生8週間以内に4週間までの取得が可能・分割可能） 分割して2回まで取得可能に（1の分割を除く） 育児休業給付について、上記2点を踏まえた整備
2022.10月～ 2023.3月ま でのうち	高齢者の医療の確保に関する 法律	後期高齢者医療において、一定所得以上の窓口負担割合を2割とする ※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上）
2023.4月	労働基準法	中小企業の割増賃金率（月60時間超の時間外労働）適用猶予廃止 ⇒ 月60時間超については5割の率
2023.4月	育児介護休業法	常時雇用労働者が1,000人超の事業主は育児休業の取得の状況の公表を義務化
2024.4月	労働基準法	時間外労働上限規制の猶予措置廃止（自動車運転業務、建設業務、医師等への上限規制適用）
2024.10月	厚生年金保険法、健康保険法 など	短時間労働者への社会保険適用拡大（従業員数51人以上の企業が対象）
2025.4月	雇用保険法	高齢者雇用継続給付金の支給率の上限の段階的引き下げ（支給率が15%から10%へ引き下げ、低下率が61%から64%へ引き上げ）

